

令和3年 第9回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和3年9月14日(火)

会 場 南会津町舘岩会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月14日(火) 午後1時32分
- 2 開催場所 南会津町舘岩会館 2階会議室
- 3 出席した委員

農業委員 8名

1番	星 隆一	2番	芳賀 美紀	3番	平野 恒二
4番	馬場 崇裕			6番	湯田 義三
7番	星 洋一				
10番	湯田 孝義	11番	室井 文一		

出席した農地利用最適化推進委員 18名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 修二	田島第3	星 仁
		田島第5	湯田 雄市	田島第6	湯田 悌一
田島第7	野中 勉	田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 典弘
田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪俣 忠久	舘岩第1	佐藤 春香
舘岩第2	芳賀 久	舘岩第3	芳賀 敏	伊南第1	八須賀 智
伊南第2	星 博孝	南郷第1	五十嵐 和	南郷第2	齋藤喜久男
南郷第3	五十嵐敏章				

- 4 欠席した委員

農業委員 3名

5番	湯田 重行	8番	酒井 圭	9番	渡部 一男
----	-------	----	------	----	-------

推進委員 1名

田島第4	湯田 慎也				
------	-------	--	--	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	星 良太郎
------	-------	---------	--------	-----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 現況確認証明申請について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

	事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条 の規定により、欠席の届出がありました農業委員は、5番、湯田重行委 員、8番、酒井圭委員、9番、渡部一男委員であります。本日の出席委 員は、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定による過半数に達 しております。 また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席 を求めたところ、18名に出席いただいております。
議 長	日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則 第20条第2項の規定により、7番、星洋一委員、10番、湯田孝義委員 を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願い いたします。
議 長	日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事 務局から報告してください。
事務局	(事務局長 議案書により報告)
議 長	只今事務局から会務の報告がありましたが、質疑などがございましたら 挙手をしてお願いいたします。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	次に、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に ついて」を議題といたします。 事件番号1及び2を議題といたします。地区担当調査員の南郷第3区、 五十嵐敏章推進委員から調査報告の説明をお願いいたします。
南郷3	(五十嵐敏章) 南郷3区の五十嵐です。よろしくお願いします。早速調 査報告をします。9月7日に○○○○さんに直接お会いして聞き取り調 査をいたしました。調査の内容ですけれども、申請理由と農地法第3条 の許可の要件5つについてであります。 まず、申請理由ですが、譲渡人、●●●●さんは、現在他市町村に移 住していることから経営を縮小するため、申請地、畑になりますが、そ れを△△△△円、内訳は、***番が△△△△円、***番の農地を△ △△△円で引き渡しまして、譲受人は、それを買い受けまして家庭菜園 として耕作管理するもの。譲受人の住所が***となっておりますが、 申請地の西側の道路に隣接する住宅を空き家バンク事業で取得しており

まして、農地法第3条の申請が許可になり次第締結いたしまして、Iター
ーン移住するとのことでした。移住するのは、農地法第3条の許可が下
り次第なので10月以降になるかと思います。譲受人の〇〇〇〇さんで
すが、スキーを愛好されているとのことで、***に近いこの地をIター
ーンとして選択されたそうです。続きまして、農地法第3条の許可の要
件ですが、1点目、下限面積の要件ですが、申請地は、農用地区域外の
農地でありますので、下限面積は0.01a、1㎡であります。譲受人の経
営面積はありませんが、申請地の面積が□□□□㎡と1㎡を超えますの
で、申請地の取得には問題ありません。2点目ですが、必要な農作業に
従事する農作業常時従事要件につきましては、申請地の内容を聞き取り
しましたところ、世帯合計で210日ほどの必要な農作業に従事される予
定であるとのことでしたので、年間150日を目安としている農作業常時
従事要件には問題ありませんでした。続きまして、3点目、地域の調和
要件でございますが、申請地には広く野菜類を作付けする計画でありま
すし、申請農地の周囲は、宅地と道路になっており、隣接する農地がな
いことや家庭菜園を営んでいるところに存在しておりますので、周辺の
農地の利用に影響を与えることはないと思われます。4点目ですが、農
地のすべてを効率的に耕作するという全部効率利用要件につきまして
は、耕運機1台を自己資金で購入する予定でありますので、効率的に耕
作することには問題ないと考察されると思います。最後に、農地所有適
格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題はな
いかと思われます。

以上の調査の結果、許可が相当であると判断されますので、ご審議の
ほど、よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

質問ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。事件番号1及び2について、原案のとおり決定す
ることにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、事件番号1及び2については、原案のとおり決定い
たしました。

議 長

次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の南郷第1区、
五十嵐和推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷1

(五十嵐和) 事件番号3番の件なんですが、譲渡人が、●●●●さん、
に在住だそうです。譲受人が、〇〇〇〇さん、の***に
住んでおります。9月13日、夕べなんですけど両者に電話でお話いたし

ました。申請理由なんですが、●●●●さんが***に住んで持っておられる□□□□㎡の畑、これを○○○○さんに無償で譲ると。○○○さんも、譲り渡す***番地なんですが、その隣の***番地という隣接する土地を持っていて、それを続けて畑として管理するといっております。次、農地法第3条の各要件の1点目、下限面積の条件なんですが、申請地は、農用地区域外の農地でありますので下限面積は0.01aです。譲受人の経営面積は、田と畑で□□□□㎡ありますので問題ありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請の内容を聞き取りしましたところ、世帯合計で400日ほど農作業に従事されるとのことでしたので、年間150日を目安としている農作業常時従事要件は問題ありませんでした。3点目、地域との調和要件でございますが、申請地には、野菜類を作付けする予定であります。申請農地は、住宅と農地に細く隣接し、申請地の付近には農地はありませんので周辺の農地に影響を与えることはありません。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、耕運機などを保有しておりますので効率的に耕作することには問題ないと考察されると思います。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題はありません。

以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
質問ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3について、原案のとおり決定いたします。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 1

(渡部昭雄) 9月11日に電話で●●●●に確認をいたしました。これ、毎回申請が上がってくるんですが、事務局にお尋ねしたいんですが、この事業はいつ頃終了するんですか？

事務局	(事務局長補佐) 土地区画整理事業のことですか？
田島 1	(渡部昭雄) はい、今日 ◆◆◆◆さん欠席ですよ？
10 番	(湯田孝義) ◆◆◆◆さんね。
田島 1	(渡部昭雄) ◆◆◆◆さん。欠席ですよ。◆◆◆◆さんが都市計画審議会委員をやっておりますので、◆◆◆◆さんに聞こうと思ったんですが。
事務局	(事務局長補佐) いつ頃終わるのかということでございますけれども、まだまだ、当面終了しないだろうと。まだ未着工の部分もあるので、相当先なんだろうなと思っております。期日というものは、私のほうでは把握できないものですから、こういった形で申し訳ないですがご理解いただきたいと思います。
田島 1	(渡部昭雄) 説明を続けます。当面あるんですね。私、毎月来ますね。それでは、調査結果を報告します。当初は、●●●●さんが、その前に場所です。資料 1 の 2 ページをご覧ください。ここにバイパス、ちょっと奥に 1 本入ったところの 3 区画ありまして、その 1 区画です。買い手がつきまして、今回申請が上がってきました。最初は、宅地分譲地で申請したんですが、お客さんがついたってことでの事業計画変更です。申請ですか、宅地分譲から一般住宅並びに駐車場、道路に変更申請となりました。●●●●さんからの継承者、〇〇〇〇さん、奥さんの〇〇〇〇さんでございます。以上でございます。
議 長	はい、説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対して質問ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号 1 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 1 について、原案のとおり決定いたします。 以上で、議案第 2 号の審議を終了いたします。
議 長	日程第 6「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号第 1 について、地区担当調査員の田島第 1 区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 1	(渡部昭雄) 只今報告した件なのですが、今度は、譲渡人が●●●●さん、譲受人、○○○○さんということで、場所は、先ほど地図をご覧いただきました。申請の理由なのですが、郵便局、スーパー、病院も近いです。非常に利便性がある土地でして、区画整理事業地内ということで農業にも全く影響は出ません。土地代は、△△△△円と書いてあります。資金の方も貯金通帳で確認いたしました。問題ございません。確実に実行されると思います。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 質問ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号 1 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 1 について、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号 2 を議題といたします。地区担当調査員の田島第 1 区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 1	(渡部昭雄) 2 件目にあたります。譲渡人は、●●●●さん、現在** *の方に住んでおられまして、以前は***で***の家を借りて生活をしたことがあるらしいんです。そこで非常にお世話になった○○○○さん、○○○○さんに土地を譲りたいということで話をしたんですが、○○○○さんは▼▼▼▼をやっておりまして、農地は▼▼▼▼としては持てないという条件がありまして、○○○○さんの方も本当は欲しくない、土地なんてもらっても仕方ないと一時は拒否をしたんですが、●●●●さんの強い熱望であきらめて引き受けて、もちろん無償です。農地が持てないということで、使用目的としては山林として使いたい。桧とか杉を植えて、そういう目的です。それでも、譲受人の人はなかなかいい返事をしなかったそうなんです。私も 9 月 11 日に◎◎◎◎さんに確認したんですが、◎◎◎◎さんもそう言っていました。中々まとまらなかった。嫌々引き受けたということでございます。◎◎◎◎さんに確認したところ、山林であれば問題ないということで確認いたしました。以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対して、審議ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号2について、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第7「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題とします。事件番号1について、地区担当調査員の館岩第2区、芳賀久推進委員から調査結果の説明をお願いします。
館岩 2	(芳賀久) 芳賀久です。よろしくお願いします。9月3日にお会いいたしました。申請理由ですが、申請地は、昭和61年に農地転用により宅地敷地とする際、宅地と転用地の間に存在していた国有財産水路と交換登記するため、旧***の同意を得て転用地を分筆し、水路敷としたものです。手続きを進める際、水路管理が県から町へと移行する時期であったんですが、行政側の手続きが行われず現在に至ったことから地目変更登記のため申請したものです。1点目ですが、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることにつきましては、申請地は、国有財産の水路敷で交換登記すべき土地でありまして、農地への復旧は適切ではありません。2点目ですが、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、申請地は、過去に農地転用の許可を受けた経過や、無断転用の状態にあることを行政から指摘された経過もありませんので問題はない状況でした。3点目、農用地区域内の土地ではないことにつきましても、事務局に確認していただきましたが、申請地は、農用地区域内の土地ではないので問題ありません。最後に4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請書に添付のあった旧***の同意書から昭和61年であることが確認できますので、20年以上非農地であってことは明確です。以上の結果、証明が相当であると判断されますので審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対して質問ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1について、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第4号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	事務局の星です。私のほうから議案第5号、農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書の11ページ、利用権設定内訳9月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で申し上げます。再設定につきましては、今回該当ございませんでした。新規につきましては、田が10筆、□□□□㎡、畑が0筆でした。今回は新規のみとなりまして合計が、田が10筆、□□□□㎡、畑が0筆となります。続きまして、12ページからは利用権設定の一覧となっております。今回は、使用貸借権の設定はございません。すべて賃借権になります。また、全て新規の設定となっております。以上で説明を終わります
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第5号の審議を終了いたします。 総会に付議されました議事案件は全て終了いたしました。
議 長	次に、次回総会までの業務日程の報告を事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局長 業務日程について説明)
議 長	はい、説明が終わりました。何か質問ございませんか。
議 長	質問がないようなので、その他に入ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局長 「令和3度福島県下農業委員会大会について」説明)
議 長	説明が終わりました。何か質問ございませんか。

議 長 その他で皆さんから何かあったらお伺いしますので、挙手をして質問してください。

事務局 (事務局 星主査 互助会費について)

(湯田義三委員 8月総会時の傍聴についての質問。その解答・意見交換)

(渡部昭雄推進委員 町に意見書の提出は行っているのか。その結果はどうなのか。事務局より・・・毎年12月の総会後に提出おこなっている)

(渡部昭雄推進委員 獣害対策の件。町の担当者からの説明を聞きたい。事務局より・・・担当者に確認し、調整確認してみる)

(湯田孝義委員 電気柵・ワイヤーメッシュ、猪捕獲の件)

議 長 他に何か質問ございませんか。
ないようでしたら、代理から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 大変長時間審議していただきましてありがとうございました。これを持ちまして第9回南会津町農業委員会総会を閉じたいと思います。

閉会 午後2時35分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

7 番

10 番